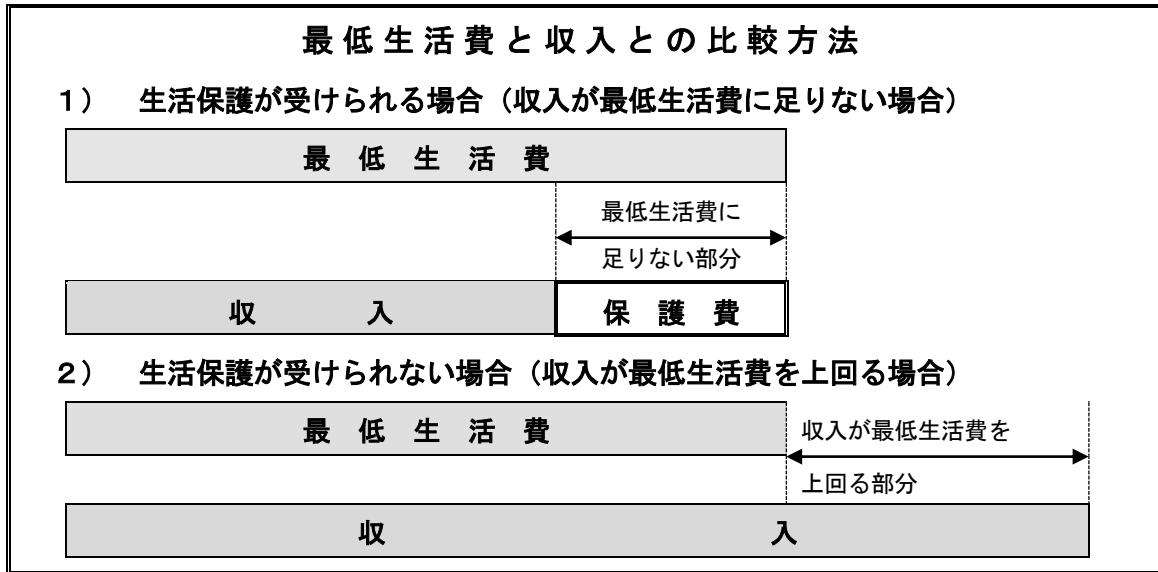


## 4 生活保護の決定



\* 最低生活費とは、世帯全体が1か月生活するために必要な金額です。具体的には、次のような費用を合わせたもので、世帯の人数、年齢などにより金額に違いがあります。

- ・生活費 世帯全体で必要な電気代、ガス代、水道代などの光熱水費や炊事用具、食器などの家具什器費  
飲食物費や被服費など個人単位に必要な生活費
- ・加算 (特別の必要があると認められる生活費の加算額)  
母子、障害者、妊婦、産婦など特定の世帯の生活費に加算する必要があると認められる金額(限度額あり)
- ・住宅費 家賃、間代、地代など
- ・教育費 義務教育を受けるための学用品代、教材費、給食費、学級費など
- ・介護費 介護サービスを受けるために要する費用
- ・医療費 医療費、通院移送費
- ・その他 出産費、生業費、高等学校等就学費、葬祭費

\* 収入とは、世帯全体の収入です。

例として

- ・働いて得た収入(給料、内職収入、農業収入など)
- ・年金、手当の収入
- ・仕送り
- ・資産を売ったり、貸したりして得た収入
- ・保険金その他の臨時的収入

などがあります。

このうち働いて得た収入については、働くために必要な経費など一定の額を差し引いたうえで、最低生活費と比べることになります。

生活保護開始時の手持金については、最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除く)の5割以下の額は保有したまま保護を受けることが認められています。